

「IP 網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」最終答申(案)
に対する意見及びその考え方

（ 意見募集期間:令和6年9月 21 日(土)～同年 10 月 21 日(月)
 案件番号:145210366 ）

意見提出 6件 (法人:4件、個人:2件)

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者
1	東日本電信電話株式会社
2	西日本電信電話株式会社
3	KDDI株式会社
4	楽天モバイル株式会社
-	個人(2件)

・第2章 電気通信番号の犯罪利用に対する対策について

意見	考え方	修正の有無
<p>意見1</p> <p>● 仮に欠格の対象となる事業者に電気通信番号を提供していたとしても、欠格事由に該当する犯罪に関与していない卸元電気通信事業者については、欠格事由の対象外であることを確認させていただきたい。</p>		
<p>○ 今回の欠格事由の追加は、立法事実のある犯罪（窃盗、詐欺及び電子計算機使用詐欺）及び認定の取消しを受けた者とされていることから、仮に欠格の対象となる事業者に電気通信番号を提供していたとしても、欠格事由に該当する犯罪に関与していない卸元電気通信事業者については、欠格事由（及び欠格事由への該当に伴う認定の取消）の対象外であることを確認させていただきたいと考えます。</p> <p>【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 仮に欠格事由に該当する事業者に対して卸元電気通信役務を提供していた場合であっても、それにより即座に卸元電気通信事業者自身が欠格事由に該当することはないと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見2</p> <p>● 卸先事業者へ番号の提供を行う際、電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認することについて、賛同する。</p>		
<p>○ 電気通信番号の犯罪利用対策の検討にあたっては、事業者にとって過度なものとならないなかで、効果が期待され実行可能性のある対策が必要と考えます。</p> <p>そうした観点からも事業者に対し、卸先事業者へ番号の提供を行う際、電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認することについて、賛同の考えです。</p> <p>【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見3</p> <p>● 卸元事業者においては、卸先の事業者が悪意を持っているか否かをあらかじめ確認することは困難であることから、制度として明確な基準を定め、統一的な対策を取る必要があると考える。</p>		
<p>○ 当社としても、特殊詐欺等の犯罪に電気通信番号が悪用される例を踏まえ、「短命覚悟で悪意を持って参入してくる事業者」への対策が必要と考えます。</p> <p>ただし、電気通信番号の卸元事業者においては、卸先の事業者が悪意を持っているか否かをあらかじめ確認することは困難であることから、制度として明確な基準を定め、統一的な対策を取る必要があると考えます。</p> <p>【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 御指摘のとおり、今後、総務省において、明確な基準を定めることにより、統一的な対策となるよう、検討を進める必要があると考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見4</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>● 「卸先事業者が電気通信事業を含む業に係る製品・サービスの提供」が6カ月未満であったとしても、意欲のある善良な卸先事業者の事業拡大の妨げやそのエンドユーザの不利益とならないようにするため、法人契約である場合は例外としていただきたい。他方、闇バイトに参加した個人が大量番号を利用した事例も確認されているなか、一般に個人契約で大量の番号を利用することは想定されないため、個人契約については、事業実績如何によらず提供を行わないという対策も有効と考える。</p>		
<p>○ 「卸先事業者が電気通信事業を含む業に係る製品・サービスの提供」が6カ月未満であったとしても、悪意を持って参入してくる卸先事業者以外の、意欲のある善良な卸先事業者の事業拡大の妨げやそのエンドユーザの不利益とならないようにするため、今後参入する卸先事業者においては、法人契約である場合は例外としていただきたいと考えます。</p> <p>他方、闇バイトに参加した個人が大量番号を利用した事例も確認されているなか、一般に個人契約で大量の番号を利用することは想定されないため、個人契約については、事業実績如何によらず提供を行わないという対策も有効と考えます。</p> <p>【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 今後、総務省において、電気通信番号提供数の制限に関する例外の基準を具体化する上でひとつの参考にすべきと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見5</p> <p>● 対象が卸先事業者であることを明確化するため、「そのような事業者が短期間で大量の電気通信番号を使用できないよう対策を行うことが適当であり、その方法として、事業実績を確認し、実績の少ない事業者に対して提供する電気通信番号数を必要最小限に限ることが有効と考えられる。」の部分について、「そのような事業者が短期間で大量の電気通信番号を使用できないよう対策を行うことが適当であり、その方法として、卸元事業者が卸先事業者の事業実績を確認し、実績の少ない卸先事業者に対して提供する電気通信番号数を必要最小限に限ることが有効と考えられる。」と修正していただきたい。</p>		
<p>○ なお、電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループでご検討いただいた通り、本対策は、「短命覚悟で悪意を持って参入してくる事業者」への対策であり、その対象が卸先事業者であることを明確化するため、「そのような事業者が短期間で大量の電気通信番号を使用できないよう対策を行うことが適当であり、その方法として、事業実績を確認し、実績の少ない事業者に対して提供する電気通信番号数を必要最小限に限ることが有効と考えられる。」の記載部分については、「そのような事業者が短期間で大量の電気通信番号を使用できないよう対策を行うことが適当であり、その方法として、卸元事業者が卸先事業者の事業実績を確認し、実績の少ない卸先事業者に対して提供する電気通信番号数を必要最小限に限ることが有効と考えられる。」と、修正していただきたいと考えます。</p> <p>【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 卸元事業者が卸先事業者の事業実績を確認すること、実績の少ない卸先事業者に対して提供する電気通信番号数を必要最小限に限ること、のいずれも御認識のとおりです。御指摘を踏まえ、該当部分の記載について「卸元事業者が卸先事業者の事業実績を確認し、実績の少ない卸先事業者に対して提供する電気通信番号数を必要最小限に限ることが有効と考えられる。」と明確化いたします。</p>	<p>有</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>意見 6</p> <p>● 義務づけを行うとされている事業者の取組や事業者団体が中心となって検討する評価制度を参照した結果、電気通信番号や電気通信役務の卸提供を行わないこと若しくは提供を制限することは、電気通信事業法第6条（利用の公平）、第121条（提供義務）等の既存法令違反には該当しないとの認識でよいか。</p>		
<p>○ 本最終答申（案）において義務づけを行うとされている事業者の取組や、JUSA等の事業者団体が中心となって構築を検討している評価制度との参照をした結果、電気通信番号や電気通信役務の卸提供を行わないこと若しくは提供を制限することは、電気通信事業法第6条（利用の公平）、第121条（提供義務）等の既存法令違反には該当しないとの認識でよろしいのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 今後、総務省において、事業者による取組の義務づけの内容の具体化を進めるに当たっては、電気通信事業法第6条（利用の公平）や第121条（提供義務）等の既存法令との齟齬が生じないように、制度設計がなされるべきと考えます。</p> <p>なお、JUSA等の事業者団体が中心となって検討する評価制度については、事業者が契約の相手方を選択する際のひとつの判断材料として活用されるものであり、当該評価制度のみをもって電気通信役務の提供の拒否や制限をすることは想定されていないものと認識しています。</p>	無
<p>意見 7</p> <p>● 音声伝送携帯電話番号を使用した卸電気通信役務についても当該確認を義務づけることは事業者への過度な負担となるのではないかと懸念する。実施するには、当該負担の軽減策についても合わせて検討していただきたい。</p>		
<p>○ 電気通信番号（固定電話番号、音声伝送携帯電話番号及び特定 IP 電話番号）を使用した卸電気通信役務の提供を行う際に既存の卸先事業者を含め全ての事業者に義務づける取組として「電気通信番号使用計画の認定を受けていることの確認」（P27）を挙げていますが、現在は対象外とされている音声伝送携帯電話番号を使用した卸電気通信役務についても当該確認を義務づけることは事業者への過度な負担となるのではないかと懸念しております。</p> <p>これを実施するには、当該負担の軽減策についても合わせて検討頂くようお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 御指摘のとおり、本義務づけによる事業者への負担を考慮し、その施行時期については一定の時間を設けるなど配慮を検討することが適当である旨を、最終答申（案）p.19に明記しております。</p>	無
<p>意見 8</p> <p>● 電気通信番号提供数の制限を設定する際には、一律に事業実績をベースとするのではなく、卸先事業者の事業継続性にも視点を当てる必要があると考える。</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>○ また、同じく既存の卸先事業者を含め全ての事業者に義務づける取組として「電気通信番号提供数の制限（ただし、事業継続可能性等の電気通信番号の効率的な使用が客観的に判断できる場合については、制限の例外とする。）」（同）が挙げられていますが、事業実績をベースに一律の制限等を設けることは、新規参入事業者のビジネス機会の喪失、既存事業者のサービス向上やイノベーションの阻害につながりかねないと懸念します。</p> <p>こうした懸念を払拭すべく、当該制限を設定する際には、一律に事業実績をベースとするのではなく、卸先事業者の事業継続性にも視点を当てる必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 今後、総務省において、電気通信番号提供数の制限に関する例外の基準を具体化する上で一つの参考にすべきと考えます。</p> <p>なお、基準の具体化に当たっては、確認を行う事業者により判断が異なるといったことが生じないように、ある程度外形的に判断可能な基準とすべきと考えます。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

・その他

意見	考え方	修正の有無
<p>意見9</p> <p>● 欠格事由や端末の受け渡し制限から詐欺を攻めてもいたちごっこになるので、通信システム面からコントロールをした方がよいと考える。</p>		
<p>○ 欠格事由や端末の受け渡し制限から詐欺を攻めてもいたちごっこになるので、通信システム面からコントロールをした方がよいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・話し手と受け手の間にAIを挟み、詐欺でよく使われる用語（振り込み口座など）が出た際にAIが検知し、受け手に注意を促すといった仕組み（話し手には聞こえない、メッセージも見えない） ・その注意から簡単に警察や消費者庁に通報できる仕組み ・通話は自動録音 ・詐欺を行ったことがある端末はAIでブロックしてかけられない仕組み（メッセージも含む） <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	<p>○ 本最終答申（案）は、電気通信番号の犯罪利用への対策として、電気通信番号制度に着目し、同制度の見直しの方向性についてとりまとめを行ったものです。</p> <p>最終答申（案）p.27に記載したとおり、今後も電気通信番号を用いた特殊詐欺を含む様々な犯罪利用の動向を注視し、必要に応じて更なる対策を検討すべきとしており、通信システム面での対策に関する御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>	無
<p>意見10</p> <p>● 携帯電話番号については、固定電話番号等の使用されていない電話番号を割り振ればよいと思う。また、不正契約・不正利用がないよう、本人確認もマイナンバーカードを通して徹底すべきと思う。</p>		
<p>○ MNPもあり総務省が把握している事業者と実際の契約事業者が異なります。致し方ないとはいえ現状このような状態です。</p> <p>また、携帯番号は枯渇気味かと思われます。</p> <p>こちらは固定番号など使われていない番号の割り振りを不正防止の上利用されたらよいかとおもいます。</p> <p>本人確認もマイナンバーカードを通して、不正契約・利用や回線買収の内容に徹底すべきとおもいます。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>	<p>○ 携帯電話番号の枯渇対策及び本人確認の在り方に関して、今後の参考とさせていただきます。</p>	無